

教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）と社会教育調査の関係

社会教育調査は、教育振興基本計画に記載された施策推進のための基礎資料として利用されている。具体的な利用項目等は以下のとおり。

教育振興基本計画

▶目標10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

○社会教育人材の養成・活躍機会拡充

- ・ 多様な分野の施策と連携しながら、つながりづくり・地域づくりを担うことができるよう社会教育主事講習のオンライン化などによる社会教育主事講習を受講しやすい環境の整備や、デジタル技術の進展などの現代的諸課題・他機関等との連携促進等といった観点を踏まえた社会教育主事講習・研修のアップデートを図るなど、社会教育人材に係る制度の整備・見直しを推進する。
- ・ 社会教育主事や司書、学芸員、社会教育委員などの社会教育関係職員に関して、その役割の重要性を発信するなどし、地域における社会教育活動の充実を図る。

▶目標11 教育DXの推進・デジタル人材の育成

○社会教育分野のデジタル活用推進

- ・ デジタル化が進展する社会において、デジタルの活用とリアル活動を組み合わせた効果的な社会教育活動が展開されるよう、社会教育施設におけるデジタル技術の効果的な活用、デジタル基盤の強化を促進するとともに、誰一人として取り残されないデジタル社会の実現を図るために、デジタルデバイド解消など、全ての世代のデジタルリテラシーの向上への取組を促進する。

社会教育調査

社会教育主事の資格を有する職員数を調査 (社会教育行政調査及び公民館調査)

(調査票イメージ)

職員数(人)				合計	
区分	*館長又は分館長	**公民館主事	他の職員		
専任	男				
	女				
兼任	男				
	女				
非常勤	男				
	女				
指定管理者	男				
	女				

※ この他、司書、学芸員、社会教育委員についても社会教育調査において実態を把握している（図書館調査、博物館調査、社会教育行政調査）

- ・ 利用者が利用できるコンピューター設置台数等を調査
- ・ 利用者が利用できる無線LANの有無を調査事項に追加
(公民館調査、図書館調査、博物館調査、青少年教育施設調査、女性教育施設調査、生涯学習センター調査)

(調査票イメージ)

③利用者が利用できるコンピュータの設置台数					台
④③のうちインターネットに接続されているコンピュータの設置台数					台
⑤④のうち違法・有害情報を排除するための措置を行っているコンピュータの設置台数					台